

事務連絡  
令和8年3月23日

建設関係団体の長 殿

東京労働局労働基準部安全課長

建設工事等におけるガス管損傷及び一酸化炭素中毒等による労働災害の防止について（要請）

平素から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、以下「安衛則」という。）第355条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対しガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」をもって、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しています。

さらに、建設業における一酸化炭素中毒等の予防については、平成10年6月1日付け基発第329号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」をもって、作業場所の換気等作業管理等を徹底するよう指導しています。

今般、経済産業省産業保安グループガス安全室長から厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長宛て、別添のとおり建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、別添の要請内容について、傘下の会員事業場等への周知等の御協力をお願いいたします。